

維持管理業務委託における積算誤りについて

農政課が実施した業務委託に係る入札において、予定価格の積算誤りが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

農政課で毎年発注している大池地区水環境施設の年間維持管理業務委託（園内清掃、トイレ清掃、草刈等）において、積算単価の適用年月に誤りがあることが判明しました。

2 当該業務委託

大池地区水環境施設維持管理業務委託

委託期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

3 違算による入札結果の誤り

(1) 予定価格 誤 1,780,000円 正 1,820,000円

(2) 最低制限価格 誤 1,187,000円 正 1,214,000円

落札者の入札価格は1,210,000円であり、正しい最低制限価格を適用すると失格となることが判明しました。

4 原因

当該委託の積算にあたって、単価を直接入力したため、積算システム上で改定の自動更新が適用されず、従前の単価で発注を行ってしまいました。

「草刈機運転（肩掛式）」 誤 30,090円/日 正 31,180円/日

5 対応状況

(1) 落札金額が、正しい最低制限価格を下回ることになったため、出来高を支払い、契約を解除します。

(2) 落札者が要した契約関係費用及び、落札者に与えた契約解除に係る事務費等の損害（合計8,669円）について示談を行いました。

(3) 入札に参加した事業者（落札者含め8社）に、謝罪と事情の説明を行い、了承いただきました。

(4) 当該委託は改めて積算を行い、再度、入札手続きを行う予定です。

6 再発防止策

歩掛から積み上げられる単価は、改定時に積算システム上で自動更新されるため、直接入力を行わないよう徹底します。また、複数名で予定価格を検算し確認を行います。

※歩掛：ある作業を行う場合の作業手間ならびに作業日数を数値化したもの